

プレスリリース

反捕鯨団体シーシェパードによる妨害活動（第9報）

平成24年2月22日
財団法人日本鯨類研究所

2月22日午前11時25分頃から午後4時10分頃（日本時間）までの間、第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPAII）船団に属する第三勇新丸（YS3）は、先週2月15日に引き続き、反捕鯨団体シーシェパード（SS）所属の妨害船スティーブ・アーウィン号（SI号）による妨害を受けた。

午前11時25分頃、SI号から降ろされたゴムボート3隻に乗り接近したSS活動家から、プロペラや舵を狙っておもり付きのロープを船首直前に12回投入（内3本回収）した。また、信号紅炎（赤い炎を発する発炎筒）1本のほか酪酸や塗料が入った瓶多数をYS3に向けて投擲したほか、エアガンでペイント弾（塗料を詰めた弾）を発射、発煙筒8本、酪酸入りの瓶2本、塗料入りのペイント瓶26本、ペイント弾50発以上がYS3の船体に被弾した。

YS3はこれに対し、ボートの接近と妨害活動を思いとどまらせるために放水および音声による警告を繰り返し行った。

これらの妨害行為により、乗組員1名が、割れた瓶と飛散した酪酸を胸に浴び、酪酸が顔面に付着した。洗浄等の処置が早く、火傷や腫れの症状は見られない。また、投入されたロープがYS3のプロペラに絡まった（航行は可能）ほか、船体が酪酸及びペイントにより汚損した。

日本が実施しているJARPAIIは、国際捕鯨取締条約に基づく合法的な調査活動である。SSの連日に渡る無分別な暴力行為は、調査捕鯨に従事する我が国の船舶および乗組員の生命・財産を脅かすものであり、決して許されない。当研究所は、SI号の旗国であるオランダおよび港を提供しているオーストラリア、ニュージーランド等の関係国が、法治国家としての責任を果たし、SSの一連の犯罪的行為を放置すること無く、利用可能なあらゆる手段を講じて厳正に対処することを強く求める。

以上